

《外国為替証拠金取引について》

外国為替証拠金取引に関して一般投資家から金融庁などへ多くの苦情や相談が寄せられていた。平成17年7月1日の改正金融先物取引法の施行により、外国為替証拠金取引業者は店頭金融先物取引業者としての登録が必要となり、金融庁及び全国の財務局の監視下に置かれました。しかし、年内は登録が猶予される為、登録していない業者も営業を続ける事が可能です。これにより11月30日時点で40社に対して業務停止が命じられています。これらの多くの業者は債務超過状態で顧客から預かった証拠金を区分管理しておらず、証拠金の返還不能の恐れがあります。多くは営業費用などへの流用、関係者による証拠金の持ち逃げ、業者自身がヘッジ取引を行っていない為に多額の為替差損を被ったことなどがあります。今後も登録要件を満たす事の出来ない業者は来年1月以降外国為替証拠金取引業を行う事が出来なくなります。

ポイント

1. 信用リスクを回避する為、まず金融庁で業者の登録確認をする。
2. 業者の営業所に決算書等の業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類等が置いてあるか確認する。これは業者に義務付けられているために信用リスクの判断材料にもなる。
3. 業者からリスク説明が十分されるか。相場変動リスク（自分の想定逆に市場が動いた場合、短時間で証拠金以上の損失が発生する事や、取引を継続するための追証拠金の必要性など）、金利変動リスク（金利の動向によっては、取引当初期待していたような金利差調整額の享受が出来ない場合もあり、為替相場自体が大きく変動する事もある）及び流動性リスク（取引需要の少ない通貨の取引を行う際は思うような価格で取引が出来ない等の不利益を被る事があるなど）などの説明。
4. 証拠金が分離保管されているか、確認する。
5. 改正法の禁止行為に該当する行為を行う業者とは取引を行わない。
 - 電話や来訪で強引に勧誘する。
 - 十分な説明をしないまま取引を強要する。
 - 「元本割れはしない」と言い契約をせまる。
 - 「外貨預金のようなもので必ず儲かる」と言い取引に勧誘する。
 - 注文をしていない取引を無断で行う。
 - 解約を申し出ても応じてくれない。
 - 取引を終了したが、精算金を返還しない。

まず、非常にリスクの高い取引だと認識する必要がある。その中で慎重な業者選びをする必要がある。上記で述べたポイントはあくまでも参考であり、自己責任の範囲内での判断が必要である。

参考資料：金融庁「いわゆる外国為替証拠金取引について」